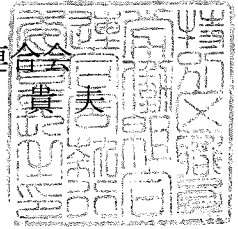


2019年5月21日

特別区長会
会長 山崎 孝明 様

特別区職員労働組合連合会
執行委員長 吉川 貴夫



2019年度夏季一時金等に関する要求書

日頃から、特別区職員の賃金・労働条件改善に向けてご尽力されていることに敬意を表します。

特区連は、3月14日に「2019年度賃金・労働条件改善に関する要求書」を貴職に提出し、賃金水準の改善等を求めているところですが、2019年度の夏季一時金の改善をはじめとする諸課題について、改めて要求をとりまとめましたので、現時点における具体的な回答と対応を求めるものです。

一時金について、昨年の特別区人事委員会勧告の「民間における特別給の支給状況」では上半期2.35月、年間計は4.62月と報告されたところであり、現行の夏季一時金支給月数2.1月が引き上がることに大きな期待を寄せています。

昨年10月、特別区人事委員会は、勧告史上最大の引下げ率・額となる月例給の勧告を行いました。2.46%、9,671円もの引下げ勧告の原因について、特別区人事委員会は委員長談話で、「30年振りに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正による職員構成の変化等により」と述べています。また、区長会は、2月18日、特別区人事委員会に「行政系人事・給与制度の改正の過渡期における職員構成等の一過性の歪みを十分に斟酌した公民比較方法の検討」を要請されました。

特区連は、特別区人事委員会が本年の特別区職員の給与について、行政系人事制度の改正に伴う現在の給与制度適用の実態を踏まえ、民間給与実態調査に基づく公民比較方法の見直しを行い、少なくとも国、他団体と乖離しない公民較差算定結果が得られるよう、引き続き尽力されることを求めます。

また、公的年金支給開始年齢が順次引上げとなっていることを踏まえて、現行再任用制度における、無年金期間の生活を保障する賃金水準の確保は、喫緊かつ切実な要求です。さらに、雇用と年金の確実な接続を図るため、特別区に相応しい「定年延長」等の制度を早急に構築することが求められています。

以上の点を踏まえ、職務に精励している特別区職員の努力に報いるために、下記の要求に対して誠意ある回答と対応を行うよう要求いたします。

記

一． 2019年度夏季一時金について

1. 支給月数の算出において、公民で算出基礎が異なっている現状や、特別区職員の生活実態を踏まえ、支給月数を2.50月以上とすること。
2. 公民で算出基礎が異なる問題について、特別区人事委員会は「職務段階別加算が導入された結果として、公民の均衡が図られている」としているが、完全な較差の解消にはなっていない。職務段階別加算の適用範囲を全職員に拡大すること。
3. 勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すること。
4. 期末・勤勉手当における「欠勤等の事由」及び換算日数を改善すること。
5. 「基準日主義」を改め、勤務実績等に基づく支給を行うこと。

二． 2019年特別区人事委員会勧告について

1. 「人事委員会勧告制度」が労働基本権制約の代償措置とされていることを踏まえ、特別区人事委員会に対し、以下の点について要請すること。
 - ① 行政系人事制度の改正に伴う、現在の給与制度適用の実態を踏まえた、民間給与実態調査に基づく公民比較方法の見直しを行い、少なくとも、国、他団体と乖離しない適切な公民較差算定結果が得られるようにすること。
 - ② 給与勧告における給料表改定にあたっては「管理職に厚く、一般職員に薄く」の配分ではなく、均等に行うこと。
 - ③ 2019年の勧告については、全国一高い生計費を必要とする特別区の事情を十分に考慮した内容とし、精確かつ職員に対する説明責任を果たす内容とすること。
 - ④ 政府・総務省の介入や指導に屈することなく、職員の利益保護機関としての使命を果たすこと。
 - ⑤ 第三者機関として特別区労使の自主性を尊重し、労使交渉事項に介入するような勧告及び「意見」の表明は、行わないこと。
 - ⑥ 2018年4月1日適用の「新給料表」で、行（一）2級の最高号給が旧3級の最高号給に比べ8号カット、5,700円も低額に設定されたことにより、最高号給適用者が多数生じた事態を解消するため、当分の間、行（一）2級の最高号給の月額を旧3級と同水準に戻すこと。医療（二）・（三）給料表2級も、同様とすること。
 - ⑦ 定年退職後、無年金期間の生活を支えるに値する再任用賃金水準となるよう給料月額及び一時金を改善すること。
 - ⑧ 行政職給料表（一）の再任用職員1級職の給料月額は、旧2級職の給料月額以上の水準とすること。医療（二）・（三）についても、同様とすること。

三. 雇用と年金の接続について

1. 定年退職後、無年金期間の生活を支えるに値する再任用賃金水準とするため、再任用職員の職務の級を定年退職時と同等を基本とすること。また、無年金期間の者への加算措置等、速やかに制度改善を行うこと。
2. 定年退職前に係長職であったフルタイム勤務の再任用職員を、賃金が定年前の6割に満たないにも関わらず定年前と同一のポストに任用することは、「職務給原則」からの逸脱である。抜本的な賃金改善等、必要な対応を行うこと。
3. 特別区に相応しい「定年延長」等の制度を早期に構築すること。

四. 回答について

1. この要求書に対する回答は、本年6月21日（金）までに行うこと。

以 上